

## JIS の改正について②

### 繊維製品等の法律に関わる最近の動向 File. 2

繊維製品等に取り付けるケアラベル（取扱い絵表示）の改正作業が徐々に進んでいます。本シリーズ“JIS 改正について②”として、JIS と ISO の整合化が進み始めた背景及び、一般社団法人繊維評価技術協議会を事務局とする JIS 原案作成委員会が、昨年度までにまとめた適用範囲や定義に関するケアラベル改正のポイントを紹介します。

>> [「JIS 改正について①」はこちら](#)

### 1. JIS と ISO の整合化作業が進み始めた背景

- 日本の「工業標準化法」では、JIS の各規格が陳腐化しないよう、5年ごとの見直しを義務付けています。見直しとは、具体的には改正、確認または廃止を指します。
- 日本は他の先進国同様、WTO(世界貿易機関)協定の一部を構成する TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）に加盟しています。これにより、見直しの際には国内規格（本紙においては JIS L 0217）を国際規格（同、ISO3758 等）に合わせることに義務づけられることとなります。



- JIS L 0217 については、2010 年に“確認”がなされました。そして5年後の見直し時期に向け、TBT 協定に基づき国際規格（ISO）と整合化する形で“改正”をすすめる方向で作業が進んでいます。
- 今までも改正の機運は度々ありましたが、ISO と JIS の内容の隔たりが大き過ぎ、整合化作業は進みませんでした。しかし、ここ数年で状況が変わってきました。その推進力となったのが、2008 年、ISO 規格の中の繊維部門について検討・決定する「TC38」（ISO 組織内に設置）の幹事国に日本が就任したからだと思われます。幹事には現在、一般社団法人繊維評価技術協議会（繊維技協）所属の田澤壽氏が就任しています。パルセータ型洗濯機による試験方法の提案等、日本の要望を積極的に提案し、その多くが取り入れられた新 ISO 規格となりました。つまり、繊維技協を中心とした日本側の働きかけによって ISO と JIS が基本的に同じになったことにより整合化の基盤が整った、と言えるのではないのでしょうか。



## 2. 適用範囲・定義に関するケアラベル改正のポイント

両規格の取扱い絵表示全掲載資料は[こちら](#)（経済産業省 発表資料）

	現在の JIS の内容	改正 JIS 案 ※2012 年度末案
<p>ポイント1 商業クリーニング への対応</p>	<p>《家庭における洗濯などの取扱い方法を指示するために、繊維製品に表示するときの表示記号及びその表示方法について規定する》</p>	<p>《家庭における「洗濯、漂白、乾燥及びアイロン掛け」の操作を対象とし、また工業洗濯を除く業者による<u>ドライクリーニング及びウエットクリーニングも対象範囲とする</u>。家庭での洗濯等に関する操作情報（絵表示）は、洗濯・クリーニング業者に対しても有用である》</p>
<p>→現在の絵表示にも、「ドライクリーニング可」等の表示がっていますが、これはクリーニング業者向けの表示ではなく、消費者向けの情報発信の一環です。新 JIS 案では、家庭洗濯に加え、明確にクリーニング業者向け情報の意味も含むとしています</p>		
<p>ポイント2 上限情報を伝える ためのもの</p>	<p>《家庭における洗濯などの取扱い方法を指示するために、繊維製品に表示するときの表示記号及びその表示方法について規定する》</p>	<p>《繊維製品の取扱い表示に使用する絵表示の体系を定め、取扱い操作の過程で、<u>回復不可能な損傷を起こすことのない最も厳しい操作についての情報を提供することを目的とし、</u>》 《取扱い絵表示（ケアラベル）に使用する表示記号を規定する》</p>
<p>→現在の絵表示は、消費者がメンテナンス等する際の取扱いに関する指示情報ですが、新 JIS 案では取扱全般に関する上限情報としています</p>		

<p>ポイント3 漂白記号の追加</p>	<p>《塩素系漂白剤による漂白ができる》 《塩素系漂白剤による漂白はできない》</p>	<p>《漂白：洗濯の前、洗濯中又は洗濯後に水媒体中で<u>塩素又は酸素（非塩素）薬剤のいずれかを含む酸化漂白剤</u>を使用して、汚れ、しみの除去、白さの向上を目的として行う操作》 ①塩素漂白：液中で次亜塩素酸イオンを放出する薬剤、例えば、次亜塩素酸ナトリウム ②酸素／非塩素漂白：液中で過酸化種を放出する薬剤》例えば、過炭酸ナトリウム、過酸化水素</p>
<p>→現在の絵表示は、塩素系漂白剤のみの使用可否に関する指示情報ですが、新 JIS 案では酸素系も含む酸化漂白剤全般の使用に関する上限情報としています</p>		
<p>ポイント4 ウエットクリーニングの追加</p>	<p>《ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレン又は石油系のものを使用する》</p>	<p>《ドライクリーニング：溶剤（水を除く）によるクリーニング》 《ウエットクリーニング：<u>特殊な技術を使用して水洗いによる悪い影響を最小限にとどめる業者による洗濯・乾燥・仕上げ</u>》</p>
<p>→現在の絵表示は、クリーニング業者が行う洗浄方法としてドライクリーニングのみを定義しています。一方、新 JIS 案ではドライクリーニングに加え、実際にクリーニングの現場で行われているウエットクリーニングも定義しています</p>		

次回、《JIS 改正③》では、引き続き新 JIS 案のポイントについて紹介します